



第10回たつの新舞子ビーチカップ出場者を募集

日本有数の干潟の名所として知られ、関西随一の遠浅海岸である新舞子海岸を舞台に、ビーチバレーボール大会を開催します。

と き 7月16日(日) 9時開会(雨天決行) **と ころ** 新舞子海岸ビーチバレーコート

種 目 ①一般4人制(32チーム募集・競技中は常時女子2名が出場していること)
②小学生6人制(24チーム募集) ※募集チーム数を超えた場合は抽選

表 彰 1位～3位まで(特産品等副賞あり)

参 加 費 一般チーム4千円、中学・高校生チーム2千円、小学生チーム無料

申込方法 御津体育館窓口へ持参またはメール、ファックスでお申し込みください。

申込期限 6月30日(金) 17時まで

申込・問い合わせ先 御津体育館(☎322・3012、☎322・3016、✉mitsutaiikukan@city.tatsuno.lg.jp)



第8回たつの新舞子ビーチクリーン大会出場者を募集

清掃活動を競技性を持ったスポーツに見立て、楽しみながらチームで清掃活動の成果を競い、海をきれいにするビーチクリーン大会を開催します。心も環境もクリーンにしてみませんか。

と き 7月15日(土) 15時開会(雨天決行) **と ころ** 新舞子海岸中央浜

参加部門 ①一般の部(中学生以上の方) ②ファミリーの部(小学生以下の子どもが1名以上参加のこと)
③小学生の部(小学生の方) ※いずれの部も1チーム4名以内

競技時間 40分 **表 彰** 1位～3位まで(特産品等副賞あり)

参 加 費 無料(軍手、火ばし等の道具は各自持参してください)

申込方法 御津体育館窓口へ持参またはメール、ファックスでお申し込みください。

申込期限 6月30日(金) 17時まで

申込・問い合わせ先 御津体育館(☎322・3012、☎322・3016、✉mitsutaiikukan@city.tatsuno.lg.jp)



農業委員会だより 農業者年金に加入しませんか?

農業者年金は国が支える農業者のための公的な積立年金です。

60歳未満で国民年金の保険料を支払っている農業者の方なら、どなたでも加入できます。(国民年金の任意加入者である60歳以上65歳未満の農業者も加入できます)

◎保険料の額は自由に決められます

保険料は月額2万円から1,000円単位で自由に決められ、農業経営状況による見直し、脱退も自由です。(35歳未満の方は月額10,000円から加入できます)

◎受給開始時期が選択できます

60歳から75歳までの間に、いつでも受給を開始できます。
万が一、若くして亡くなられた場合も積立金額に応じ、死亡一時金として遺族が受け取れます。

◎公的年金ならではの税制上の優遇措置

保険料は全額、所得税の控除対象となります。
将来受け取る年金には、公的年金等控除が適用されます。

老後の備えは、**農業者年金**で安心



農業者年金受給中の皆さん、現況届の提出をお忘れなく!

農業者年金基金から現況届の用紙は届きましたか?

農業者年金を引き続き受給するためには、毎年1回、現況届を提出しなければなりません。

必要事項を記入し、6月末日までに農業委員会事務局または各総合支所地域振興課へ提出してください。

農業者年金に関するお問い合わせは、農業委員会事務局(☎64・3185)またはJA兵庫西各支店へ

市税課からのお知らせ

令和5年度国民健康保険税について

国民健康保険税の計算について

国民健康保険税は、医療給付費分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分(40～64歳の方のみ)の3本立てとなっていて、次の①～③の項目を合算して計算します。①所得割(前年所得による)②均等割(加入者数による)③平等割(1世帯あたり)

令和5年度税制改正により、後期高齢者支援金等分の賦課限度額(1世帯あたりの保険税の上限)が引き上げになりました。

・後期高齢者支援金等分:20万円→22万円

※年度途中で国民健康保険の加入・脱退がある場合は、月割りで計算します。

世帯主宛に納税通知書を送付します

地方税法第703条の4の規定により、国民健康保険税の納税義務は世帯主にあります。そのため、世帯主が社会保険や後期高齢者医療制度の加入者であっても、世帯内に国民健康保険の加入者がいれば、世帯主宛に納税通知書を7月中旬に送付します。

国民健康保険税の軽減について

■低所得者に対する軽減(申請不要)

世帯主、国民健康保険加入者および特定同一世帯所属者(※1)の総所得金額の合計が判定基準額以下である世帯については、国民健康保険税の均等割・平等割が軽減されます。令和5年度税制改正により、5割・2割軽減に係る判定基準額が引き上げられ、対象となる世帯が拡充されました。

申請は不要ですが、前年所得の申告をしていない場合は判定ができないため軽減が適用されませんので、未申告の方は速やかに申告(※2)してください。

軽減判定の基準所得(令和4年中の総所得金額)	軽減割合
43万円+(給与所得者等数(※3)-1)×10万円以下の世帯	7割
43万円+(給与所得者等数-1)×10万円+(29万円×世帯内の国保加入者数および特定同一世帯所属者数)以下の世帯	5割
43万円+(給与所得者等数-1)×10万円+(53万5千円×世帯内の国保加入者数および特定同一世帯所属者数)以下の世帯	2割

※1 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行された方で、移行した日以降も継続して同じ世帯にいる方。

※2 所得が全くない方も申告をする必要があります。

※3 給与所得者等とは、一定の給与所得者および公的年金等受給者です。

■未就学児に対する軽減(申請不要)

子育て世帯の負担軽減を図るため、国民健康保険に加入している未就学児の均等割が半額になります。なお、上述の低所得者に対する軽減が適用される世帯は、その軽減後の均等割が半額になります。

◇対象者

国民健康保険に加入する未就学児(6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者)。

※令和5年度分については、平成29年4月2日以降に生まれた方。

※所得制限はありません。

■非自発的失業者軽減制度(申請が必要)

◇対象者

企業の倒産・解雇等により離職された方で、雇用保険受給資格者証等の離職理由コードが11・12・21・22・23・31・32・33・34で、離職日時点で65歳未満の方。

◇軽減内容

給与所得を100分の30として所得割を計算します。

※上述の低所得者に対する軽減判定にも、給与所得を100分の30として計算します。

◇申請方法

ハローワークにて、雇用保険受給資格者証の取得または雇用保険受給資格通知の受領後に申請してください。離職日の翌日にさかのぼって軽減が適用されます。

◇申請に必要なもの

雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知、マイナンバーの分かるもの(マイナンバーカード、マイナンバー記載の住民票等)

国民健康保険税の減免について

■旧被扶養者減免制度(申請が必要)

◇対象者

社会保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者(65歳～74歳)で国民健康保険に加入する方。

◇減免内容

資格取得日の属する月から2年間、均等割が半額になります。さらに、被保険者が1人の場合には、平等割も半額になります(7割・5割軽減対象者を除きます)。

所得割については、当分の間、全額免除されます。

◇申請方法

社会保険の資格喪失証明書をご持参のうえ、国民健康保険加入手続きの際に申請してください。

■その他の減免(申請が必要)

災害による被害や失業等の特別な事情がある方は、申請により減免を受けられる場合があります。

減免申請は、納税通知書が届いてから各期の納期限までになります。申請期限を過ぎたもの、納付済みのものについては、減免を受けることができなくなるため、お早めにご相談ください。

納付方法と納期

◇普通徴収

7月から翌年2月までの年8回に分けて、納付書または口座振替で納めていただきます。

◇特別徴収(年金天引き)

新たに特別徴収の対象になる方は、納税通知書に記載します。また、すでに特別徴収の方は、仮徴収(4・6・8月)と本徴収(10・12月・翌年2月)の年6回に分けて、特別徴収で納めていただきます。なお、特別徴収から口座振替に限り、納付方法を変更することができますので、納付方法を変更する場合はお問い合わせください。

■年金天引きの対象となる方は、次の要件を全て満たす世帯です。

- 世帯主が国民健康保険加入者である。
- 世帯内の加入者全員が65歳以上75歳未満である。
- 世帯主の年金額が年額18万円以上である。
- 世帯主の介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金受給額の半分を超えない。

これまで年金天引きであっても、令和5年度中に世帯主が75歳になられる(後期高齢者医療制度に移行される)世帯や、上記の要件に該当しなくなった世帯は、年金天引きが停止し、普通徴収により納付していただくこととなります。その場合は、納税通知書に納付書を同封していただきますので、中身をよくご確認ください。

詳細は、市ホームページをご覧ください。



▶市税課(☎64・3145)、▶地域振興課(☎75・0251)

▶地域振興課(☎72・2525)、▶地域振興課(☎322・1001)